

千代田せいが保育園 管理規程

1：施設の目的及び運営の方針

（運営の目的）

第1条 社会福祉法人省我会在が設置する千代田せいが保育園（以下「当園」という）が児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令等に基づき、地域の子育てを支える社会資源である保育所として行う保育・教育及び地域子ども・子育て支援に係る事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という）に対し、その最善の利益を考慮した適切な保育・教育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

当園は、良質かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的極的に増進するため、一人ひとりの人格を尊重するとともに、子どもが安心して生活し、自ら育とうとする力を十分に発揮できるよう努める。

3 当園は、保護者との信頼関係を基盤として家庭との連携を図るとともに、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行う。

4 当園は、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の関係機関との密接な連携に努める。

5 当園は、地域における子育て支援の拠点として、乳児等通園支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の多様な子育て家庭及び子どもの支援に努める。

（名称及び所在地）

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 千代田せいが保育園
- （2）所在地 東京都千代田区神田岩本町 15-7

2：提供する保育・教育の内容

（提供する保育・教育の内容）

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守するとともに、保育所保育指針及び当園の全体的な計画に基づき、利用子どもの発達及び家庭環境に配慮しながら、一人一人に応じた保育・教育を提供する。

2 保育・教育の提供に当たっては、安全計画その他園が定める各種計画に基づき、安全で安心して生活できる環境を整備するとともに、保育の質の向上に努める。

3：職員の職種・員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 当園が保育・教育を提供するに当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、職員数は、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）その他関係法令に定める配置基準を満たすものとし、利用子どもの人数その他事業の実施状況に応じて配置する。

2 職員は、それぞれの専門性を発揮するとともに、相互に連携し、利用子どもの最善の利益を第一に保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の実施に当たるものとする。

（1）施設長（園長）

ア 園長は、園務を総括し、保育・教育の質の向上及び職員の資質向上に努めるとともに、職員の管理、業務の管理、安全管理及び施設の運営を統括する。

イ 園長は、保育・教育の質の向上及び利用子どもの安全確保を図るため、職員に対する研修その他必要な取組を計画的に実施するものとする。

（2）保育士

保育士は、保育所保育指針及び全体的な計画に基づき、保育計画を作成し、利用子どもの発達及び個々の状況に応じた保育・教育を行うとともに、保護者への支援を行う。

（3）看護師

看護師は、利用子どもの健康管理、感染症対策、医療的ケアその他必要な保健衛生管理を行うとともに、職員への保健指導を行う。

（4）栄養士又は調理員

栄養士又は調理員は、献立に基づく調理業務を行うとともに、安全で衛生的な給食の提供及び食育の推進に努める。

(5) 事務員その他必要な職員

事務員は、会計や事務および雑務を行う。その他、必要な場合には認定心理士等の専門家を置くこともある。

(6) 嘱託医

嘱託医は、利用子どもの健康管理、健康診断及び園の保護者や地域に保護者に対して、保健衛生に関する指導・助言を行う。

(7) 嘱託歯科医

嘱託歯科医は、利用子どもの歯科診断及び園の保護者や地域に保護者に対して、歯科衛生に関する指導・助言を行う。

4：保育の提供を行う日数及び時間ならびに提供を行わない日

(保育・教育を提供する日)

第6条

当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(欠席・休園)

- 2 利用子どもが欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。
- 3 利用子ども又は利用子どもの同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(保育・教育を提供する時間)

第7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

基本保育時間（月～土） 午前7時30分から午後6時30分までとする。

(2) 延長保育時間（最大2時間）

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

延長保育時間（月～土） 午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分までとする。

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

基本保育時間（月～土） 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（８時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（８時間）の間に、必要な時間帯に延長保育を提供する。

（４）開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

開所時間（月～土） 午前 7 時 30 分から午後 8 時 30 分までとする。

５：保護者から受領する費用の種類・支払いを求める理由及びその額

（利用料その他の費用等）

第 8 条

支給認定保護者は、「千代田区保育の実施に関する条例」に基づき定められた保育料を区に支払うものとする。また、区外に居住する支給認定保護者は、居住する区市町村長により定められた保育料を、その居住する区市町村へ支払うものとする。

２ 延長保育を利用する支給認定保護者は、利用時間に応じた所定の延長保育料を区に支払うものとする。また延長保育に伴い夕食の提供を受ける場合は、夕食代を支払うものとする。延長保育・夕食に係る料金は下表の通りとする。

延長保育料（月極）	1 時間 3,000 円（月額）	2 時間 6,000 円（月額）
延長保育料（スポット）	1 時間 500 円（1 回）	2 時間 1,000 円（1 回）
夕食代（スポット）	400 円（1 食）	

３ その他、教材費・行事の際の実費は、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

６：乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

（利用定員）

第 9 条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
定員	6 人	7 人	8 人	10 人	10 人	10 人

７：保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

(入園)

第 10 条

当園は、区市町村が行った利用調整により、当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり、必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

(退園)

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、区市町村が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申し出があったとき。
- (3) 区市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- (5) 当園の理念方針・ならびに利用子どもへの対応について、園と保護者との間で協議を重ねてもなお共通理解が得られず、保育・教育の提供に重大な支障又は困難が生じ、かつ、子どもの利益に反する状態が現出したと認められるとき。

8：緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第 11 条

当園は、感染症及び非常災害等の発生時において保育を継続し、又は早期に再開するため、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な見直しを行う。

2 当園の職員においては、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じ必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者または医療機関、嘱託医等への連絡・相談を行う等の必用な措置を講じる。

3 保護者が指定した緊急連絡先へ即時に連絡が取れない場合、又は、生命の保護のために緊急を要する場合、園は保護者の代理人として医療機関を受診し、医療行為を受けさせるものとする。

4 保育・教育の提供中に事故が発生した場合は、区子ども部子育て推進課で推進係及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

5 利用子どもに対する保育・教育の提供に伴って、園の責めに帰すべき事由により、利用子どもの 生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、園は保護者に対してその損害賠償を行う。

9：非常災害対策

（非常災害対策）

第 12 条 当園は、感染症及び非常災害等の発生時において業務を継続し、又は早期に再開するため、業務継続計画（BCP）を策定し、必要に応じて見直しを行う。

2 当園は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、防火管理者を定めるとともに、避難確保計画その他必要な計画を整備し、関係機関への通報及び連携体制を整備する。あわせて、職員への周知及び必要な訓練を定期的 to 実施し、毎月 1 回以上、避難及び消火その他不審者対策など必要な訓練を行うものとする。

10：虐待の防止のための措置に関する事項

（虐待の防止のための措置）

第 13 条

園長は、利用子どもの権利擁護並びに虐待、不適切な保育及び子どもに対する性暴力等の防止のため、必要な体制を整備するとともに、職員研修、自己点検その他必要な措置を講ずるものとする。

（1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（2）虐待、不適切な保育及び子どもに対する性暴力等の防止のための職員研修及び自己点検の実施

（3）その他、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用子ども的人格及び人権を尊重し、虐待、体罰、不適切な保育、子どもに対する性暴力等その他利用子どもの権利利益を侵害する行為を行ってはならない。

（児童虐待防止法遵守）

3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者その他利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他関係法令に基づき、速やかに児童相談所その他の関係機関に通告その他必要な措置を講ずるものとする。

11：その他、保育所の運営に関する重要事項

（苦情対応）

第 14 条 当園は、利用子ども及び保護者等からの苦情、相談、意見又は要望に迅速かつ適切に対応するため、必要な体制を整備し、その内容を公表するものとする。

2 苦情等を受け付けたときは、速やかに事実関係を確認し、申出者との話し合いその他適切な方法により解決に努めるとともに、必要に応じて再発防止及び運営の改善に取り組むものとする。

3 苦情等の内容、対応経過及び改善措置について記録し、保育・教育及び園運営の質の向上に活用するものとする。

(安全対策と事故防止)

第 15 条

当園は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準その他関連法に基づき、安全計画を策定し、職員への周知、研修及び訓練並びに定期的な見直しを行い、児童の安全確保に努めるものとする。

2 当園は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等を定めた事故発生防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態（ヒヤリ・ハット事例を含む）が生じた場合には、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生防止のための職員研修を定期的実施すること。

3 保育・教育の提供に際し事故が発生した場合は、速やかに区、利用子どもの保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに、再発防止に努めるものとする。

5 入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償その他必要な対応を行うものとする。

(健康管理・衛生管理)

第 16 条 園長及び看護師は、常に利用子どもの健康状態の把握に努め、学校保健安全法その他関係法令に基づき、年 2 回以上の健康診断（乳児は毎月 1 回）を実施し、その結果を記録し適切に管理するものとする。

2 職員は、労働安全衛生法その他関係法令に基づき、健康診断を年 1 回以上受診するものとする。また、調理業務に従事する職員その他必要な職員については、関係法令等に基づき検便その他必要な衛生管理を実施するものとする。

3 当園は、利用子ども及び職員の健康及び安全を確保するため、環境衛生の保持、衛生知識の普及、感染症の予防及びまん延防止に努めるものとする。

4 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、対策委員会を定期的開催し、必要に応じて指針の見直しを行うものとする。

（保護者に対する支援）

第 17 条 当園は、保護者を利用子どもの健やかな成長をともに支えるパートナーとして尊重し、家庭との相互の信頼関係を基盤として、子育てに関する相談、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 一人ひとりの利用子ども及びその保護者の多様性を尊重し、それぞれの状況及び必要に応じた十分な配慮のもと、保育及び必要な支援を行うものとする。また、利用子どもの発達、健康その他の状況について、保護者がその成長や特性について適切な理解を深められるよう支援に努めるものとする。

3 利用子どもの発達、健康その他の状況について専門機関との連携が必要と判断した場合は、子どもの最善の利益を考慮し、保護者への説明及び同意を得た上で、関係機関との連携を図るものとする。

4 必要に応じて、乳児等通園支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業及び関係機関と連携し、保護者に対する支援の充実に努めるものとする。

（家庭との協働）

第 18 条 利用子どもの最善の利益を実現するため、家庭及び園は、相互の理解及び信頼のもと、それぞれの役割を尊重しながら連携し、利用子どもの健やかな成長をともに支えるものとする。

（業務の質の評価）

第 19 条 当園は、利用子どもの豊かな育ちを支える保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るため、自己評価及び第三者評価を実施するとともに、保育

環境の改善、職員の専門性の向上その他必要な取組を通じて、継続的な改善に努めるものとする。

2 前項の評価結果を分析し、その結果を保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の改善並びに職員の資質向上に活用するものとする。また、保護者、地域住民、関係機関その他保育に関わる者との対話及び協働を通じて、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上に努めるものとする。

3 社会福祉法第78条に基づく第三者評価を定期的に受審し、その結果を公表するとともに、保護者その他関係者にその趣旨を説明し、理解及び協力を得ながら継続的な改善に努めるものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第20条 当園は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、利用子ども及びその家族の個人情報の適正な管理に努めるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用子ども及びその家族に関する個人情報並びに秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

3 個人情報は、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合その他正当な理由がある場合又は本人若しくは保護者の同意がある場合を除き、第三者に提供しないものとする。

(文書の管理)

第21条 当園は、文書及び電磁的記録を適切に作成、整理、保存及び管理するとともに、紛失、漏えい、滅失、毀損その他の事故の防止に必要な措置を講ずるものとする。

2 重要な文書及び電磁的記録については、非常災害その他緊急時においても適切に保全及び復旧できるよう管理するものとする。

(整備する記録及び保存年限)

3 整備する記録及びその保存年限は、別表に定めるところによる。

(食物アレルギー対策)

第 22 条 利用子どもの食物アレルギーその他健康上の理由により、給食等において個別の配慮を必要とする場合は、医師が作成した生活管理指導表その他必要な書類に基づき、利用子どもの安全及び安心を最優先として適切に対応するものとする。

2 個別対応が困難な場合は、利用子どもの安全を最優先に考え、保護者と十分に協議の上、代替食その他必要な対応について決定するものとする。

(利用に当たっての準備)

第 23 条 保育・教育の提供に必要な持ち物その他利用に当たって必要な事項については、別に定める重要事項説明書等により保護者へ説明するものとする。

(体調不良の対応について)

第 24 条 利用子どもの健康状態に変化が認められた場合は、その状態に応じて必要な観察及び対応を行い、必要に応じて保護者への連絡、医療機関への受診その他必要な措置を講ずるものとする。

2 感染症その他集団保育に影響を及ぼすおそれのある疾病については、関係法令及び区の定める基準等に基づき適切に対応するものとする。

(保育の質の向上及び地域との連携)

第 25 条 当園は、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るため、関係機関、養成校、学会その他の研究機関等と連携し、研究、研修、実習、見学及び調査等に協力するとともに、地域社会に開かれた保育の推進に努めるものとする。

2 前項の実施に当たっては、利用子ども及び保護者の権利及び個人情報に十分配慮するとともに、保護者に対し趣旨を説明し、その理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(改正)

第 26 条 この規程の制定、改正又は廃止は、社会福祉法人省我会理事会の議決を経て行うものとする。

附則 この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

この規程は令和 8 年 4 月 1 日から実施する。